

くすり一口メモ

ICUにおける薬剤管理指導業務について

鹿児島市医師会病院では、2010年2月よりICUに薬剤師を常駐（午後のみ）させ、薬剤管理指導業務を開始しました。今回は、その経緯と業務内容について紹介したいと思います。これまでは、ICUの施設基準に薬剤師配置の明記がなかったことやICUにおける薬剤師活動に保険点数が認められていなかったこともあり、ICUに薬剤師を配置している施設は、大学病院など大きな病院に限られていました。

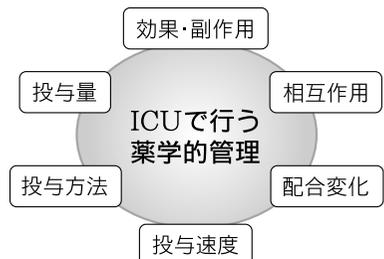
ところが、「平成19年度厚生労働省の集中治療室における安全管理指針」において、薬剤師がICU内に常時勤務することが望ましいと明記されたことや、「平成20年度診療報酬改定」において、ICUにおける薬剤師の薬剤管理指導業務に保険点数が認められるようになったことが転機となり、多くの施設でICUに薬剤師を配置するようになりました。

1988年に100点業務として開始された薬剤管理指導業務は、平成20年に大幅な見直しが行われ、対象患者の違いにより次の3つに算定区分されています。

救命救急入院料等を算定している患者への薬剤管理指導	「1回430点」
ハイリスク薬により治療が行われている患者への薬剤管理指導	「1回380点」
上記以外の患者への薬剤管理指導	「1回325点」

今回改正となったポイントは、ICUなどの重症患者やハイリスク薬の使用患者には、点数が手厚くなったことです。これまでは患者に「直接服薬指導」を行わなければならなかったことが、救命救急入院料等を算定している患者では、「薬学的管理」を行い、実施内容をカルテに記載することで、薬剤管理指導料の算定が可能となりました。

当院では、ICU薬剤師業務として、右のような薬学的管理に取り組んでおります。



効果・副作用の確認

治療初期には十分量を投与する必要があるため、早期に治療効果が得られ、安全に薬剤が投与されていることを経時的にモニタリングします。検査値が変動した場合には、薬剤による影響の可能性を検討し、被疑薬の選定、さらには代替薬に関する情報を医師へ報告します。

相互作用・配合変化の確認

数多くの薬物が経静脈的に同時に投与されることが多く、限られた投与部位、薬物間の配合変化、輸液量の制限など、様々な要因を考慮した上で、投与経路を検討します。特に、注射薬の配合変化によるルート閉塞は治療の妨げとなるため、物理化学的な適合性を根拠に投与経路を選択します。

投与量・投与方法・速度の確認

急性の臓器障害を起こす患者が多く、用量、速度、投与間隔の選択は、薬学的考察が必要となります。急性期の血管内脱水や無尿を伴う場合、透析や腎機能障害時は、臓器機能に応じた投与设计として、シミュレーションや血中濃度解析を行います。抗菌薬の選択にあたっては、想定菌種・重症度を把握し、感受性・臓器移行性・排泄経路の確認を行い、PK/PD(薬物動態学/薬力学)に基づいた適正な投与量、投与方法を推奨しています。

ICUにおける薬剤師の活動は、始まったばかりです。業務内容は、未知数のように思われます。これからも、医療チームの一員として、協力・連携することで、質の高い薬物療法に貢献しようと思っております。

(鹿児島市医師会病院薬剤部 西辻 恭子)